

視覚障害児統合教育における点字教科書保障への道

The Way to Securing the Textbooks in Braille in the Integrated Education for the Invisible Persons

慎 英 弘
Shin, Yeong-hong

要旨

視覚障害児統合教育が始まったのは1975（昭和50）年からであるが、多くの場合、点字教科書が学校や教育委員会の責任において配布されなかった。そこで、民間の有志やボランティア団体が教科書の点訳をしたり、点字教科書の保障を求める運動をしたりした。その結果、2004（平成16）年から教科書を点訳するための費用が文部科学省によって支出されることとなった。

本稿は、統合教育を受けている視覚障害児童・生徒が使用する点字教科書が「保障」されるようになるまでの歴史的経過を明らかにすることが目的である。分析の結果、盲学校で使用する点字教科書と統合教育で使用する点字教科書とでは「保障」の内容が全く異なっていることが明らかになった。

キーワード：視覚障害児、統合教育、分離教育、点字教科書

はじめに

2015（平成27）年には、日本における盲教育（視覚障害教育）が始まって丸137年になる。また、視覚障害児統合教育が始まって丸40年になる。

日本点字が翻案されるまでは、全盲の者が自由に簡単に読むことができる教科書はなかった。1890（明治23）年に日本点字が翻案されたことによって、視覚障害者は自由に読み書きができる文字を獲得することが可能となり、そしてそれは、盲教育のための点字教科書の制作と発行の基盤へと繋がることとなった。年を重ねるにつれて盲学校現場で点字教科書作りが始まり、点字出版施設へと広がっていった。特に全点協運動が、盲学校における点字教科書保障の制度化に及ぼした影響は計り知れない。

しかしながら、そのような状況は盲学校における点字教科書の保障であって、統合教育を受けている視覚障害児にはほとんど関係がなく、点字教科書が保障されない状況は長く続いていた。

点字教科書の保障を実現させるための取組みや運動の一端については、拙著¹⁾や拙稿²⁾でも明らかにしている。

本稿では、統合教育における点字教科書が、盲学校におけるそれとは別の方式で「保障」されるようになっていく歴史的経過について明らかにする。

1. 分離教育の始まり

1872（明治5）年8月2日に、学校制度等について定めた規則“学制”が太政官から布告され、翌日の3日に文部省から全国に頒布された。

布告されたときには、中学の項の第29章において、「中學ハ小學ヲ經タル生徒ニ普通ノ學科ヲ教ル所ナリ分テ上下二等トス二等ノ外工業學校商業學校通辦學校農業學校諸民學校アリ此外廢人學校アルヘシ³⁾」という規定が設けられた。すなわち、工業学校や商業学校等の健全児が通う学校とは別に「此外廢人學校アルヘシ」として、健全児が行く学校とは別に障害児が行く学校を、学校種別として定めていた。

しかし、布告からおよそ3週間後には、「此外廢人學校アルヘシ」の位置が「誤謬」であるとして削除し、小学の項の第21章の最後に、「其外廢人學校アルヘシ」として移された。

いずれにせよ、「廢人」とは重度の障害がある者を指しているのであろうから、健全児が通う学校とは別に障害児が通う学校があることを規定したのである。

“学制”において障害児学校の規定が設けられたことによって、日本の障害児教育は分離教育を原則とすることが示されたのである。

このように、分離教育の理念はすでに明治の初期の段階において確立されたのであるが、しかし、“京都盲啞院”や“樂善会”の“訓盲院”での教育を除いて、明治時代の後半までの視覚障害児教育は地元の学校でなされていたのが実情である。

戦後になると“学校教育法”が制定され、その第1条において“盲学校”が学校として位置づけられた。これによって、戦後の視覚障害児教育も分離教育を原則とすることが引き継がれた。

しかし、人権保障運動の高まりの中で、1970年代になると、視覚障害児統合教育を求める動きが現れるようになった。そしてそれは、1975（昭和50）年に実現することとなる。

2. 点字教科書発行の動き

(1) 点字教科書発行の努力

1890（明治23）年に日本点字は翻案され、いくつかの点字印刷物が発行されるようにはなったが、点字教科書の発行までには至らなかった。

そのような中、1918（大正7）年に開催された“第5回全国盲啞教育大会”において、東京盲学校（現・筑波大学附属視覚特別支援学校）は、教科書を点訳していることを発表した。

1923（大正12）年、勅令第375号をもって“盲學校及聾啞學校令”が公布され、翌年4月1日から施行された。同令の第2条において、道府県に盲学校の設置を義務づけ、第3条において、盲学校の経費は道府県の負担とすることが定められた。これによって、盲学校教育は全国的に広がっていくこととなるが、就学の義務化は規定されなかった。

そして、第9条において、盲学校における「教科書ハ學校長ニ於テ地方長官ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム」と、教科書に関する規定が設けられた。これによって、点字教科書発行への道が開かれたが、それは盲学校を対象にしたものであった。

1925（大正14）年には、大阪市立盲学校（現・大阪市立視覚特別支援学校）の同窓会が出版部を開設し、盲学校で使用するための点字教科書の発行を開始した。

このように、盲学校の現場や関係者の間で点字教科書発行の努力がなされる中、1929（昭和4）年になって、文部省が盲学校用の点字教科書を初めて発行した⁴⁾。それは『初等部用国語読本』であった。とはいえ、それは文部省の依頼を受けて“大阪毎日新聞社”（現・毎日新聞社）が点字製版して印刷したものを、文部省の編纂による点字教科書として発行したものである。

私が実際に手に取って触れてみた最も古い点字教科書は、1929年2月に文部省が編纂して同年5月に“大阪毎日新聞社”が点字製版して発行した『高等小学算術書』の第2学年用である。

大阪府立中央図書館には、戦前の点字教科書18冊が所蔵されており、文部省の「認定」「編纂」「認定発行」等となっており、いずれも国定教科書である。18冊すべてが“大阪毎日新聞社”によって点字製版と印刷がなされ、点字教科書として発行されている。因みに、現在は点字製版と印刷をする施設が戦前とは異なるだけであって、点字教科書の発行方法は戦前と同じような状況である。

（2）点字教科書保障運動

戦後の盲学校は、学校教育法によって1条校に位置づけられ、9年間の義務教育制度が樹立された。

盲教育は義務化されたものの、1950年代半ばに至っても、義務教育においてさえ点字教科書はすべてが揃うという状況ではなかった。現に、私は1958（昭和33）年7月に盲学校の小学部3年生に編入したときも、その後の高学年になってからも、国語の点字教科書は配布されたが、社会科や理科の教科書はなかった。中学部においても、すべての点字教科書が配布されたわけではない。国語や英語は点字教科書があったが、地理の教科書はなかった。

高等部における点字教科書の状況はもっとひどかった。高等部は義務教育ではないということで、点字教科書は制度として保障されていなかったのである。

「せめて一揃えの教科書を！」をスローガンに、点字教科書の保障を求めるため、

1955（昭和30）年に全点協（全国盲学校生徒点字教科書問題改善促進協議会）が、盲学校高等部の生徒たちによって結成された。ここから、点字教科書の保障を求める運動が展開されることとなった⁵⁾。しかし、それは盲学校における点字教科書の保障を求める運動であった。

全点協運動の結果、1956（昭和31）年には盲学校高等部における点字教科書の保障に道が開かれた。

全点協運動等によって、その後、盲学校における点字教科書の多くは保障されるようになるが、すべての教科書が制度として保障されるようになるには、なお15年以上もの時日を要する。これに対し、統合教育における点字教科書は1980年代半ばに至ってもほとんど保障されないままであった。

3. 現代視覚障害児統合教育の始まり

(1) 視覚障害児統合教育の幕開き

日本における視覚障害児統合教育の幕開きは、1975（昭和50）年と位置づけることができる。これ以前であっても、視覚障害児がいわゆる「地域校」に通っていたケースがあることを否定するものではない。たとえ「地域校」に視覚障害児が通っていたとしても、それは権利として入学が認められているわけではなく、学校長の善意であったり、全盲児以外であったりしている。

1975年に6人の視覚障害児が、権利として公立小学校に入学することができた。これをもって、日本における視覚障害児統合教育の幕開きとすることができる。念のために一言しておくが、文部省や地域教育委員会が統合教育を推進したから実現したのではない。統合教育を求める視覚障害児とその家族の粘り強い運動の結果実現したものである。

しかし、それは点字教科書の保障はしないとす教育委員会側の姿勢を受け入れざるを得ないことと引き替えに実現されたものであった。このことが、その後の視覚障害児統合教育における視覚障害児童・生徒とその家族が、苦難の道を辿る大きな要因の一つになるのである。すなわち、視覚障害児統合教育を認める多くの教育委員会は、「点字教科書は保障しない」ということを振りかざし、どうしても統合教育を受けさせたい家族はその条件を受け入れざるを得ず、その結果、入学後は教科書の点訳に筆舌に尽くしがたい苦労を強いられるのである。

明治以来、文部省は障害児と健常児を別々の学校で教育するという“分離教育”を原則としてきた。その結果、“学制”が布告されて1世紀を経た後でさえ、地域の教育委員会も、視覚障害児が統合教育を受けることを認めなかった。しかし、人権尊重意識の高まりや、統合教育を求める障害児やその家族の声の高まりを無視することができない状況になっていった。分離教育を現行教育制度の基本としている文部省に逆らってまで教育委員会は当事者の要望を受け入れようとはしなかったのである。しかし、粘り強い運動を無視できなくなった教育

委員会は、諦めさせる一手として、「点字教科書は保障しない」ということを全面に打ち出すのである。それにもかかわらず、統合教育を受けたいとする願いを、教育委員会は踏みにじることができなくなり、遂に統合教育を認めざるを得なくなったのである。

視覚障害児統合教育の幕が開いた1975（昭和50）年5月5日、NHKは「友だち100人できるかな」という番組をテレビで放映した。それは、前述の6人のうちの1人である浅井一美ちゃんとその母を取り上げたものである。学校の校内の建物の位置関係を部屋の中に作り、それを覚えさせるために厳しく教えていた。あまりにも強烈な内容だったので、あの番組を見た人は、今もその番組の様子を記憶の底から思い出すことができるだろう。

1978（昭和53）年には、宮城県教育委員会が、全国で初めて公立高等学校の点字受験を認め、公立の高等学校における視覚障害児統合教育が始まった。

（２）地域によって対応はバラバラ

視覚障害児統合教育における点字教科書に対する対応は、自治体によって大きく異なっていた。

統合教育において点字教科書が制度として保障されなかったのは、義務教育であろうが高等学校の教育であろうが、統合教育は文部省の指向する教育制度の枠外のものとして位置づけられていたからにはほかならない。

しかし、文部省による制度上の保障がなかったが、統合教育を受けている視覚障害児童・生徒が使用する点字教科書を学校側（教育委員会側）が準備するか否かは、所管する地域教育委員会の姿勢如何にかかっていた。すなわち、次の三つの形に分かれる。

ア. 全く点字教科書を保障しようとしなないし、準備しようとしなない教育委員会。

この方式を採るのは特に地方であり、地方では義務教育であってもこの傾向が非常に強い。したがって、都会から離れた地方に住んでいる視覚障害児とその家族にとっては、点字教科書の確保は一大課題であり、確保のための努力は大変大きな負担になっていた。点字教科書が確保できない科目については、教室での勉強に大きな支障を来すことは改めて言うまでもないことである。

イ. すべてではないが、いくつかの科目の点字教科書を準備する教育委員会。

たとえば、大阪府は1982（昭和57）年から公立の高等学校の点字受験を認めたが、点字教科書は準備しなかった。当事者等からの要望の結果、当初は国語と英語の2教科だけが点訳されるようになり、そのような状況はおよそ10年ほど続いた。このように、いくつかの科目の点字教科書を準備する教育委員会もあった。

因みに、大阪における義務教育の視覚障害児には曲がりなりにではあるが点訳された教科書が準備された。大阪という同じ地域であるにもかかわらず、義務教育と高校の教育とでは全く状況が異なっていたのである。

ウ. すべての点字教科書を準備する教育委員会。

たとえば、東京都は1984（昭和59）年から公立高校の点字受験を認めたが、視覚障害児が入学すると特別の予算枠を設けてすべての教科書を点訳して保障する措置を採っていた。また、前述したように、大阪における義務教育でもすべての点字教科書が準備されていた。このような教育委員会もあった。

困みに、東京における義務教育の視覚障害児にはそのような措置は採られていなかった。これまた、同じ東京という地域でありながら、義務教育と高校の教育とで異なった対応がなされていたのである。

ところで、教育委員会が点字の教科書を準備するといっても、教育委員会には教科書を点訳するノウハウも技術もないので、教科書の点訳は外部のボランティア団体や有料点訳者等に依頼して行われていた。

4. 大阪における統合教育の点字教科書保障への取り組み

（1）教科書点訳委員会の結成

大阪における組織的な教科書点訳の始まりは、1982（昭和57）年頃であった。それは、大学の点訳サークルによって始められた。高槻市の小学校から中学校に上がる視覚障害児の国語の教科書の点訳依頼が、点字図書館の職員を通じてあったことによる。その点訳サークルは教科書点訳のために組織されたものではなく、教科書の点訳依頼があったので、教科書点訳に取り組んだに過ぎなかった。

統合教育を受けている視覚障害児のために、教科書の点訳をする団体が有志によって、1983（昭和58）年11月、大阪で結成された。それは“教科書点訳委員会”（略称は教点委）と命名された。教点委は教科書を点訳するための日本で最初のボランティア組織である。

教点委結成の理由は、大学の点訳サークルに組織されている学生の点訳者は、大学を卒業してしまうと、たとえ点訳活動は続けるとしても教科書点訳の会議や研修会に関わることが少なくなり、そのために点訳の均一化が図り難くなるので、より良い点字教科書を作るためには点訳者の組織化の必要性があったからである。

教点委結成のときに六つの目標を掲げ、それを結成のときの趣意書に盛り込んだ。その六つとは次に記すものである。

ア. ケース毎の詳細な把握。

複数の学校から教科書の点訳依頼があるので、複数の科目の点訳をしなければならない。さらには学年もさまざまである。そこで、科目担当教師と詳細な打ち合わせをして、児童・生徒が読み易く、担当教師にとっても教え易い点字教科書の作成をするためである。

イ. 教科書点訳のマニュアル作り。

特に図表の作成やレイアウトは点訳者によってまちまちになることが多いので、それらなるべく統一していくためには、教科書点訳のためのマニュアルが必要である。マニュアル

は、教点委結成直後の1983（昭和58）年に第1版、1987（昭和62）年に改訂版、1991（平成3）年に第3訂版を出している。

ウ．教科書点訳のための予算化という公的保障を求めていく。

教科書の点訳を家族やボランティアに頼ってはいは、点訳者にいつまでも重い負担がかかることになる。そもそも教科書というものは公的に保障されるものであるから、家族やボランティアに頼るのではなく、統合教育の児童・生徒の使用する点字教科書も公的な保障という本来のあり方を実現させるためである。

エ．巡回訪問指導体制の確立への働きかけ。

統合教育の場で視覚障害児が担任教師から点字の書き方等の指導を受けることはほとんどない。なぜなら、担任教師が点字指導をできるほど点字に精通していることはほとんどないからである。そこで、特に学校で点字を指導できる体制を樹立するためには、巡回訪問指導体制を確立する必要があるからである。

オ．保護者を中心に教点委への加入の呼びかけおよび点訳者の養成。

教点委だけの力では、すべての教科書を点訳することはできない。したがって、保護者にとっては負担ではあろうが、保護者に教点委への加入をしてもらって、点訳に取り組めるようにするとともに、そのほかにもたくさんの点訳者を養成する必要がある。

カ．当事者とその家族や点訳関係者の交流と連携の強化。

教科書を点訳する上でも、点訳者と当事者である視覚障害児やその家族との意思の疎通は重要である。そこで、ときどき交流会等を開催して、関係者の連携の強化を図るためである。

（2）教点委の活動と高い評価

教点委は教科書を点訳する一方で例会を月1回開いた。例会では、点訳上の問題点を出し合って、それを解決するための話し合いをするなど、教点委の活動に関わることを忌憚なく話し合った。前項で述べた「ア．」から「カ．」の教点委の六つの目標を具体化することも例会の中で話し合われた。「ア．」「イ．」「オ．」「カ．」については、話し合いだけに終わるのではなく、すぐに実行に移された。しかし、「ウ．」と「エ．」については話し合いはなされたが、実現のための具体的な取組みは行われなかった。その理由は、教点委のメンバーのほとんどは教科書を点訳するために集まっているのであり、運動をするために組織されているからではなかったし、それに取り組む時間的余裕もなかったからである。

教科書の点訳に当たってはさまざまな工夫が凝らされた。たとえば、晴眼児（目の見える子）が使用する墨字（目の見える人が使っている文字）の教科書と点字の教科書とではページにずれが生じる。それだと教師が「15ページを開きなさい」と指示したとき、晴眼児はすぐに指示された箇所を開くことができるが、視覚障害児が「15ページ目」を開いたとしても指示されたものはその箇所には載っていない。そこで、点字の教科書のページを打つ行に点訳している墨字の教科書のページも併記したり、墨字のページが替わる毎にそのことを点字

教科書でも判るように何らかの印を付けたりするなどの工夫をしている。このような工夫によって、点字教科書でも指示通りの「15ページ目」に相当する箇所を視覚障害児は開くことができるようになる。

また、現在のように点図が描けるコンピューターシステムがなかったので、図や表など点字器では描くことが困難なものについては、さまざまな材料を使って一つ一つ手作りしている。大変時間はかかるが、視覚障害児にとって理解しやすい図や表を作ることを心掛けていた。

当初の教点委は、ボランティア活動として教科書の点訳を開始したが、制作された点字教科書は点訳を依頼している市教育委員会から高い評価を得るようになった。その結果、教科書点訳のために必要な費用が公的に支出されるようになった。すなわち、点訳された点字用紙1枚につき150円、後には300円程度の費用が支出された。これは、後述する今日の文部科学省の制度の先駆けとなるものである。

念のために一言しておくが、教育委員会による教科書点訳のための費用の支出は、前項で述べた教点委が掲げる目標の一つである「ウ.」の活動を展開したからではない。あくまでも、教点委が点訳した教科書に対する教育委員会等の高い評価の現れである。

教点委の活動は、統合教育を受けている視覚障害児童・生徒の学習環境が劣悪にならないように支えるためのものであり、教室での勉強に支障を来さないようにするためのものであった。その活動はおよそ14年続いたが、その役割を終えたとして1998（平成10）年に解散した。

（3）求める会の結成

前項で述べたような教点委による教科書点訳の活動がおよそ3年間続いた頃、点訳活動だけでは抜本的な解決を図ることはできないとのことで、統合教育における点字教科書の保障等を実現させるための組織を結成しようとする動きが現れた。

1986（昭和61）年8月、大阪で統合教育に関わっている有志が集まって“地域の学校で学ぶ視覚障害児（者）の点字教科書等の保障を求める会”（略称は求める会）が結成された。結成の呼びかけに応じたのは、統合教育を受けている視覚障害児童・生徒の保護者や学校現場の教師、視覚障害者や晴眼者で視覚障害児統合教育を支援する者等20数名であった。そして、結成総会には数10名が参加した。

求める会は結成時の趣意書において、公的に実現すべき4項目の目標を掲げた。それらは次に記すものである。

ア. 高校用の教科書の点訳と、そのための予算化をすること。

大阪における義務教育段階の視覚障害児統合教育においては、前述したように点字教科書は何とか準備されていた。しかし、高校における点字教科書は国語と英語のみが準備されるだけであった。そこで、高校用のすべての点字教科書の保障に焦点を当てて活動することにしたのである。

イ. 定期試験の問題は学校現場で点訳をすること。

定期試験の問題の点訳と、点字の解答の墨訳（点字を墨字に訳すこと）は、盲学校や点字図書館等で行われていた。点訳は事前に依頼できるので、試験実施日に遅れることはないといえる。しかし、点字の解答を墨訳するために郵便で送ったり、墨訳されたものを学校に送り返してもらったりするには時間がかかる。そのため、定期試験の答え合わせをしようとしても、点字の解答とそれを墨訳したものが答え合わせの日に間に合わないことがあり得る。そこで、せめて定期試験の問題の点訳や、点字の解答の墨訳は学校現場でするように教育委員会から指導することを求めるのである。これは、高校だけではなく中学校に対しても実現させる必要がある。

ウ. 巡回教師を学校現場に派遣すること。

これは教点委でも目標に掲げていたが、前述したように教点委では取り組むことができなかった。求める会は「運動団体」として結成されたのであるから、この点にも力を入れる必要があったのである。

エ. 教科書・教材を点訳するためのセンターを設置すること。

教科書の点訳は家族やボランティアに頼るものではない。行政の責任において公的に保障すべきものである。全点協運動においても教科書点訳のための公的機関の設置が要望されていた。求める会でも教科書の点訳は公的機関がすべきだとの立場に立っているのである。

（４）求める会の活動と会員の拡大

求める会は、視覚障害児統合教育における点字教科書等の保障を実現させるために活動する全国で唯一の組織である。

求める会の正式名称は、前項で述べたように“地域の学校で学ぶ視覚障害児（者）の点字教科書等の保障を求める会”である。この名称中にある「等」の中には副教材やプリント類、そのほか教科書以外のさまざまな教材を含んでおり、それらも点字にするかあるいは触察して解るようにするなどの保障をも実現させようとするものである。

求める会が結成当時に行っていた主な活動は、①大阪府教育委員会との話し合い、②署名活動と大阪府議会への請願、③例会の開催、④会報の発行等であった。

①の大阪府教育委員会（以下、府教委と略記す）との話し合いとは、求める会の要望を実現させるために府教委との交渉をすることである。しかし、「交渉」となると府教委は話し合いに応じないので、表向きは「府教委との懇談」としていた。府教委に対して行っていた要望内容の主なものは、次の7点である。

ア. 高校用のすべての教科書・教材を点訳して供給すること。

イ. 教科書等の点訳センターの設置と専従職員の配置をすること。

ウ. 視覚障害児童・生徒本人に対する点字と歩行の指導のための巡回訪問制度を確立する

こと。

エ. 定期考査の試験問題の点訳と解答の墨訳は、現場教師が行うよう指導すること。

オ. 以上のことを実施するのに必要な経費の予算化をすること。

カ. 高校別枠入学制度を樹立すること。

キ. 統合教育に関する指針を策定すること。

これらの要望内容のうち「カ.」と「キ.」以外は、前項で述べた求める会の結成時の趣意書に盛り込まれていた公的に実現すべき4項目を踏まえたものであった。因みに、「カ.」が要望内容に含まれた理由は、点字の教材が不十分な劣悪といわざるを得ない中学校の学習環境の中で視覚障害児は教育を受けているにもかかわらず、高校の入試においては「公平性の観点から平等に扱う」として、試験時間の延長以外にはほとんど考慮されない状態が続いていたため、入試の突破が困難な状況があったからである。「キ.」を要望内容に盛り込んだ理由は、大阪では視覚障害児統合教育は当事者やその家族が望むならば比較的簡単に受けられることができていたが、学習環境を充実させなければならないという観点が教育委員会の側に欠けていたので、指針を策定すればそのような状況が一変すると考えたからである。これらの理由から要望事項として掲げられたが、「カ.」は視覚障害児については今日に至っても実現しておらず、「キ.」については交渉開始から数年後に策定されたが求める会ではそれを入手できていない。

府教委に対して、求める会は粘り強く高校用の点字教科書等の保障を求める要望を繰り返して行った結果、高校に通う視覚障害児が使用する教科書は交渉当初は国語と英語だけが点訳されていたが、求める会結成後数年で、教科書のすべてが府教委の責任において点訳されるようになった。しかし、それは制度として保障されたものではなく、府教委の見解は「授業に支障を来さないようにするため」とのことであった。

点字教科書は準備されるようになったが、教科書以外の教材を点訳して準備されるまでには至っていないし、点訳センターの設置や点訳者の専従職員の配置は、現在に至っても実現していない。

高校における点字教科書が準備されるようになってからは府教委との話し合いは途絶えがちとなり、後述する文部科学省によって教科書の点訳のための費用が支出されるようになってからは全く行われなくなった。

②の署名活動と府議会への請願は、高校用の点字教科書の全面的保障を求めるためのものである。府議会に請願するために、求める会では街頭署名を集めた。それを請願書に添えて府議会に請願したが、採択にも不採択にもならず、継続審議が何回か続いた。その後は求める会が請願を繰り返してしなかったせいなのか、採択されることはなかった。

③の例会の開催は、会員の情報交換をしたり、統合教育に関わっている人や現場の教師等

の講演を聴いたりするためのものである。求める会結成当初は2カ月に1回、後には3カ月に1回ないしは4カ月に1回の間隔で開催された。

実際に統合教育を受けている障害児を抱える親にとっては、例会の場が統合教育に関係する唯一の情報交換の場であるため、悩みを出し合ったり解決の方法を話し合ったりすることが忌憚なくできるので、親にとっては意義ある情報交換の場であった。

④の会報の発行は、例会に参加できない会員のために、例会の様子や求める会の活動状況等について報告するためのものである。会報は現在も発行され続けている。

求める会結成当初の会員はほとんどが大阪府周辺に居住している者であったが、結成後10数年ほど経過した頃には全国に広がっている。

会員の拡大に伴って、求める会の活動は、大阪府教委のみを対象にして働きかけるだけでなく、国会議員への働きかけも行うようになっていった。

5. 国による教科書点訳費用の保障

(1) 拡大文字教科書の保障

弱視児の使用する拡大文字の教科書も、統合教育を受けている視覚障害児の使用する点字教科書と同様の状況であった。すなわち、拡大文字教科書は公的には本人に配布されていなかったため、それを必要とする弱視児のためにボランティア等が手書きで拡大文字の教科書を作ったり、コピー機等を使って拡大したりしていた。それは、義務教育の弱視児であっても、高校の教育を受けている弱視児であっても同じような状況であった。

統合教育における点字教科書の保障を求める運動とは別に拡大文字教科書の保障を求める運動は特に関東を中心に行われていた。拡大文字教科書の保障を求める運動の結果、2003（平成15）年度から国の費用によって拡大文字教科書が保障されるようになった。

このことは、求める会の会員にとって、統合教育の点字教科書保障実現の可能性への一条の光となった。拡大文字教科書の保障は、統合教育を受けている視覚障害児とその家族に勇気と力を与えた。拡大文字教科書保障の実現は、求める会に大きな影響を及ぼした。

拡大文字教科書保障の実現を背景に、求める会は更なる運動を展開することにした。

(2) 点字教科書の保障

求める会はさっそく大阪府から選出されていた衆議院の肥田美代子議員に対して、統合教育における点字教科書の劣悪な状況を説明し、点字教科書保障の実現に協力してくれるよう訴えた。

肥田美代子議員の活躍によって、2004（平成16）年5月28日、衆議院文部科学委

員会において政府は、義務教育段階の統合教育を受けている視覚障害児童・生徒が使用する教科書の点訳費用を国が保障することを遂に表明した。それは、同年9月から実施されることとなった。ここにおいて、統合教育を受けている、あるいは、それを望んでいる視覚障害児とその家族の願いが実現する道が開かれることとなったのである。

国会での政府によるこの表明を受けて求める会は、表明後ほぼ10日後の6月8日、文部科学省との話し合いを持った。そこでは、点字教科書保障の手続き方法等の詳細にわたって話し合われた。

点字教科書保障の手続き方法は、次のような手順ですとのことであった。

- ①教科書が点訳されたときに、点訳に関わった者（家族等）から、点訳にかかった費用を学校に申請する。
- ②学校を通じて所管の教育委員会に申請する。
- ③所管の教育委員会から都道府県の教育委員会に申請する。
- ④都道府県の教育委員会から文部科学省に申請すると、教科書の点訳にかかった費用が公的に支出される。

このような4段階を踏んで、教科書の点訳にかかった費用が公的に支出されることとなったのである。この方法だと、どこかの段階で、申請の遅れや申請することそのものを忘れることがあったときには、費用の支出に遅れが生じたり支出されなかつたりするおそれがある。それ故に、求める会は文部科学省の担当者に対して、各教育委員会に向けて手続きに万全を期するよう文書で周知することを要望した。しかし、それに対して担当者は、立場上文書では出せない、と述べるに止まり、積極的な姿勢を示さなかった。そこで、求める会は、文書で出せないのであれば口頭で伝えることを要望した。それについては担当者も承知した。

複雑な手続き方法を採用とはいえ、視覚障害児統合教育の幕開きからほぼ30年たって、やっと統合教育における点字教科書の保障が実現したのである。しかし、それは、点字教科書そのものの配布という形での保障ではなく、墨字教科書の点訳にかかった費用を公的に支出するという形での保障である。

（3）新たなる全国的組織の結成

文部科学省との話し合いでの内容も踏まえて、点字教科書保障の充実を図るため、求める会は教科書点訳のための全国的な組織を結成することを提案し、結成の準備に取りかかった。

文部科学省との話し合いからおおよそ5カ月後の2004（平成16）年11月の結成準備会を経て、2005（平成17）年1月11日、“全国視覚障害児童・生徒用教科書点訳連絡会”（略称は教科書点訳連絡会⁶⁾）が設立された。

教科書点訳連絡会の目的と活動は、次のようなものである。

同連絡会の目的は、点字教科書の質の向上と安定供給を図ることである。すなわち、設立趣意書において、地域校で学ぶ視覚障害児が使用する点字教科書の国費保障制度を有効に機

能させ、「点字教科書制作者等が相互支援・連携体制を構築し、これまでの諸課題を解決するとともに、点字教科書を必要とするすべての子どもたちに等しく、満足のいく点字教科書の安定的な供給を図っていくことが必要である」と謳われている。

同連絡会の活動の具体的な事業としては、主として次の五つに取り組むことが挙げられている。

- ① 拡大教科書の支援活動と連携しながら点字教科書の質の向上と安定供給を図る。
- ② 相談窓口の設置、会員相互の情報交換。
- ③ 点訳技術の向上、ノウハウの提供。
- ④ 点訳のマニュアル作成、人材育成。
- ⑤ 点字教科書納本について契約・手続きの代行。

同連絡会の活動として掲げられているこれらの事業は、同連絡会の目的を達成するためのものである。目的達成のために具体的には、点訳ボランティアへの呼びかけ、図や表の点訳のための研修会の開催、専門点訳ボランティアの育成等の活動を展開している。現在までの活動状況を見ると、点訳者や専門点訳者の人材育成と、点訳技術の向上に力点がおかれている感がある。すなわち、前述の事業のうち、拡大教科書の支援活動との連携では特に見るべきものはほとんどなく、点字教科書の納本や手続きについては多くの場合、受注している団体が直接しているのが現状である。換言すれば、より良い点字教科書を作るために活動しているのであり、それを実現するために文部科学省との交渉をするというような運動をする団体ではないのである。

教科書点訳連絡会はNPO法人の認可を受けるが、同連絡会の活動は文部科学省の委託によって行われているものではなく、あくまでも民間人の力を結集した活動である。

同連絡会はNPO法人を取得しているとはいえ、その組織は公的機関ではなく、あくまでも民間団体である。統合教育の点字教科書制作が民間に任された活動とはいえ、活動への期待は大きいものがある。それは、これまでの統合教育を支えてきたのはほとんどがボランティアの点訳団体や個人の支援者が中心であったものが、“視聴覚障害者情報提供施設”等の公的な機関が同連絡会の中心を担っているからである。とはいえ、“視聴覚障害者情報提供施設”は公的な機関だとしても、実際に教科書の点訳をしているのはほとんどがボランティアである点を考えると、これまでよりは安定した状況であるにすぎないということだけのことである。

以上のことからして、国による教科書点訳費用の保障制度には、少なくとも次の4点の問題点がある。

- ① 文部科学省の責任において点字出版所等へ教科書の点訳を依頼する制度ではなく、教科書の点訳をすべて個人や民間団体の支援活動に任されていること。実際に教科書の点訳をしているのは、ほとんどがボランティアやその団体である。
- ② 学校等を経由して都道府県教育委員会からの申請があれば、点訳にかかった費用を国が保障する制度であり、申請がなければ何の費用保障もなされないこと。

- ③この制度は、義務教育の統合教育を受けている視覚障害児に限られたものであり、高等学校用の教科書の点訳費用の保障は対象外とされていること。
- ④同じ国の教育を受けている児童・生徒であるにもかかわらず、盲学校教育か統合教育かによって、点字教科書保障のあり方が全く異なっており、統合教育の視覚障害児は著しく不平等な状況におかれていること。

以上の4点のうち④は、どういうことかについて一言しておく。盲学校で義務教育を受けている児童・生徒には点字教科書の現物が制度として保障されているのに対し、統合教育の義務教育を受けている児童・生徒には現物の点字教科書が保障されるのではなく、教科書の点訳にかかった費用が保障されるのである。すなわち、統合教育の児童・生徒に点字の教科書が配布されることを保障してはいないという不平等が明確に存在しているのである。

これら4点の問題点を解決しない限り、統合教育を受ける視覚障害児の点字教科書の保障は完全なものにはならないのである。

(4) 教科書バリアフリー法は点字教科書の保障を進展させるのか

2008（平成20）年6月18日、“障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律”（教科書バリアフリー法）が制定された。これによって、統合教育を受けている視覚障害児童・生徒の点字教科書問題は全面的解決に向けた道が開かれると期待されたが、前項で述べた4点の問題点は、全く改善されていない。

特に、同法の附則第2条において、高校の生徒への援助のあり方について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずる、と規定されたが、7年を経過した現在まで何らの措置も採られていないのである。

このことから判るように、教科書バリアフリー法は、統合教育を受けている視覚障害児の点字教科書保障のあり方を、盲学校における点字教科書の保障と同じ方式にすることには何の影響も与えていないのである。

さらに強調するならば、同じ“点字教科書”を使用しているにもかかわらず、盲学校で使用されている点字教科書は“教科用図書”と呼ばれるのに対し、統合教育で使用されている点字教科書は“教科用特定図書”と呼ばれるのである。教科書の名称さえも同じものにしようとはしない教育制度が、日本における盲教育の現状である。

おわりに

統合教育を受けている視覚障害児童・生徒が使用する点字教科書が、国の責任において点訳費用の保障という形ではあれ保障されるようになったのは、ひとえに当事者とその家族および支援者の粘り強い運動があつてのことである。

とはいえ、教科書以外のさまざまな教材の点字化は制度としては実現していない。また、高校の視覚障害児の点字教科書は制度として保障されていない。この二つの課題を早期に解決する必要があることは多言を要しない。これらの課題が解決されてこそ、視覚障害児統合教育は視覚障害児にとって実りのある教育制度となるのである。

注

- 1) 拙著『定住外国人障害者がみた日本社会』明石書店、1993年、「I V 視覚障害児統合教育」、および、『点字の市民権』生活書院、2013年、「第2章 点字教科書の保障」、を参照されたい。
- 2) 拙稿「教科書点訳連絡会の課題と活動への期待」『視覚障害—その研究と情報—』No. 203、視覚障害者支援総合センター、2005年4月、1～8頁、および、「点字教科書の保障—点字の市民権確立を④」同前No. 254、2009年7月、18～27頁、を参照されたい。
- 3) 内閣官報局 編『法令全書』第五卷ノ一、明治22年（復刻版 原書房、昭和49年）、153頁。
- 4) 「文部省が〔昭和4年—引用者〕初の盲学校用点字教科書『初等部用国語読本』発行」と新聞が報じている。『点字毎日』2009年4月26日・5月3日付 合併号、32頁。
- 5) 全点協運動について詳しくは、竹村実「全点協運動を回顧して—その熱き日々の記録」『視覚障害—その研究と情報—』No. 210、視覚障害者支援総合センター、2005年11月、1～20頁、を参照されたい。
- 6) 趣意書では「教科書点訳連絡会」が略称とされているが、日常的には「教点連」と略して呼ばれている。

